

市民活動保険チェックシート①

対象の活動に該当するかを確認するシートです。



1 番からスタート！
質問に答えて次に進んでください

1

けが／賠償対象の原因となった活動の主催、
もしくは、活動に参加することを決定した団体は？

- A：市または市の外郭団体
→ 6 へ
- B：市または市の外郭団体以外
→ 2 へ

2

けが／賠償対象の原因となった活動の主催、
もしくは、活動に参加することを決定した団体の構成人数は？

- A：5人以上
→ 3 へ
- B：5人未満
→ × 保険対象外です

3

その団体の事務所の所在地又は主たる活動場所はどこですか？

- A：久留米市内
→ 4 へ
- B：久留米市外
→ × 保険対象外です

4

主催団体は次の(ア)もしくは(イ)に該当しますか？
(ア) 久留米市HPのボランティア情報ネットワークに
情報を提供している団体
(イ) 地域コミュニティ組織など市と関わりがある団体

- A：該当する
→ 6 へ
- B：該当しない
→ 5 へ

5

主催団体は市と関わりのある団体ですか？
・市から補助金や助言・指導を受けている
・けが／賠償対象の原因となった活動に市が後援をしている

- A：該当する
→ 6 へ
- B：該当しない
→ × 保険対象外です

6

けが／賠償対象の原因となった活動は、本来の職務を離れ、
自主的で、多くの人のためになるような公益的な活動ですか？

【公益的な活動の例】

- * スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、講演会など
- * 社会福祉・社会奉仕活動（慰問など）
- * 子ども会、非行防止パトロール
- * まつり、運動会、草刈り、各種清掃、交通安全活動など
- * その他、事務要領の別表第1を参照

- A：公益的な活動だ
→ 7 へ
- B：公益的な活動ではない
→ × 保険対象外です

7

けが／賠償対象の原因となった活動は、
次の(ア)～(イ)のいずれにも該当しませんか？
(ア) 政治・宗教目的の活動
(イ) 趣味の活動
(ウ) 学校行事

- A：該当しない
→ 8 へ
- B：該当する
→ × 保険対象外です

8

けが／賠償対象の原因となった活動は営利目的ではなく、
無報酬の活動ですか？（ただし、実費弁償程度は可）

- A：はい
→ 9 へ
- B：いいえ
→ × 保険対象外です

9

けが／賠償対象の原因となった活動は
危険度の高い活動ですか？

【危険度の高い活動の例】

- * 山岳登山（登山用具を使用するもの）
- * 自動車、原動機付自転車などの乗用具による競技や競走
- * 山岳・海・河川やその付近での、遭難や水難事故の可能性が高い活動
- * 森林ボランティア活動で野焼きを行うもの
- * チェーンソーを使用するもの

- A：危険度の高い活動ではない
→ ○ 保険対象です
- B：危険度の高い活動だ
→ × 保険対象外です

保険対象の活動の場合は、
傷害補償保険対象になるかを確認します。
市民活動保険チェックシート②を
確認してください。

NEXT

市民活動保険チェックシート②

傷害補償対象かを確認するシートです。



1番からスタート！
質問に答えて次に進んでください

1

事故に遭ったのは市民活動のいつの時点ですか？

- A：自宅から活動場所までの行き帰り
→ 2 へ
- B：活動・行事の練習中
→ 3 へ
- C：活動・行事中
→ 4 へ

2

自宅から活動場所までの行き帰りの途中で
私用の立ち寄り（寄り道）がありましたか？

- A：私用の立ち寄りはしていない
→ 4 へ
- B：私用の立ち寄りをした
→ × 保険対象外です

3

その練習は活動・行事の実施要領や年間事業計画に
記載されていますか？
※いわゆる自主的な練習ではなく、市民活動の主催者が
活動を把握できるもの

- A：記載あり
→ 4 へ
- B：記載なし
→ × 保険対象外です

4

けがをした方はその活動の参加者名簿に登録されていますか？

- A：登録されている
→ 5 へ
- B：登録なし
→ × 保険対象外です

5

けがをした方はその活動でどのような役割を
していましたか？

- A：指導者・スタッフ
→ 6 へ
- B：一般参加者
→ 7 へ
- C：活動・行事の観覧者や応援者
→ × 保険対象外です
ただし、活動が直接の原因でけがをした場合は、
保険の対象となる場合があります。
例：野球大会の応援中にファウルボールが当たったなど
詳しくは協働推進課へお問い合わせください。

6

けがをした方は公的機関から委嘱を受けており、
その業務中の事故によるけがですか？

- A：いいえ
→ 7 へ
- B：はい
→ × 保険対象外です
あくまでも、「市民活動保険」の対象外です。
公務災害補償制度やその他の保険が適用される場合が
あります。
適用されるかは担当課へお問い合わせください。

7

今回のけがは、
急激かつ偶然な外来の事故によるものですか？

※突発的に発生する予測できない出来事であり、
傷害の原因が身体に内在するものでない事故

- ✕ 次のようなものは急激かつ偶然な外来の事故とはいえません
 - ・ピッチャーが長年の間に肩を痛めた
 - ・靴擦れ、しもやけ、凍傷
 - ・腰痛、むちうち症で他覚症状のないもの
 - ・脳疾患、日射または熱射による熱中症
 - ・細菌性食中毒や病原性大腸菌（O-157など）によるもの

- A：はい
→ ○ 保険対象です
- B：いいえ
→ × 保険対象外です

NEXT

保険対象であると判定された場合は
事故発生日から21日以内に市へ
事故発生報告書を提出してください。

かかった病院の診察券や領収書は
保険金請求の際に必要です。
大切に保管してください。